

広島県告示第三十二号

港湾法（昭和二十五年法律第二百八十八号）第五十六条の三第一項の規定による係留施設の改良について、次のとおり届出があった。

令和八年一月二十二日

広島県知事 横田美香

一 届出者

広島県広島市中区紙屋町二丁目二番一二号信和広島ビル八階
株式会社アクアネット広島 代表取締役 辻村麻衣子

二 施設の所在する水域の範囲

広島県廿日市市宮島口一丁目地先海域

浚渫面積 約二千二百二十一平方メートル

三 施設の種類及び規模（施設の種類、規模及び構造）

1 種類

浮桟橋

2 規模

全長 四十三・三メートル 全幅 四・〇メートル 喫水 ○・八八メートル
プレテンション方式PC製浮桟橋 二函

四 係留施設の係留能力

御笠丸	総トン数	十八トン	全長	十九・五メートル	全幅	三・八八メートル
うらら	総トン数	十三トン	全長	十七・四二メートル	全幅	四・一メートル
旅客定員	六十人					
旅客定員	五十四人					
きらら	総トン数	十トン	全長	十四・五メートル	全幅	三・六八メートル
旅客定員	三十五人					

五 施設の改良の工事の開始及び完了の予定期日

1 開始予定期日

令和八年二月三日

2 完了予定期日

令和八年四月三十日

六 施設の使用及び管理の計画

定期点検診断の実施により適切な管理を行う